

規格仕様書

1 品質、規格

灯油（日本産業規格（JIS）1号）

2 納入期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日

3 納入場所

岡山県農林水産総合センター内指定場所（タンク等約50ヶ所）

（赤磐市神田沖及び東窪田地内）

4 購入予定数量

54,000リットル

※上記の数量は、あくまでも予定数量であり、達しない場合もある。

5 請求方法

単価契約とし、毎月末に集計し、1リットルあたりの契約単価（消費税及び地方消費税を含む）に、1ヶ月の納入数量を乗じた金額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。）を請求する。

6 納入条件

（1）試験研究に支障をきたすことの無いよう、当センターの注文に対し速やかに納入すること。

納入日を指定しない限り、原則13時30分までに注文したものについては当日業務時間中に、それ以降に注文したものについては、翌日に納入のこと。

（2）土、日、祝日の閉庁時の給油にも対応できること。

（3）特別な休業日（正月休み等）により納入できない場合は、事前に連絡すること。

7 納入時における災害対策について

荷下ろし作業中に漏油が発生した場合、直ちに吐出弁又は緊急遮断弁を閉めて作業を中止し、係員に連絡を行うこと。2次災害を防ぐため、消火器、吸着マット砂等の機材を使用し発火を防ぐとともに油の流出・拡散の防止に努めること。

なお、油を含んだ吸着マット及び砂等の処分は、納入業者において法的に適正な処分を行うこと。

また、早急に原因を究明し報告を行うこと。

8 契約単価の変更

契約の締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、協議の上契約単価の変更を行うことができるものとするが、変更条件等は原則として次のとおりとする。

(1) 価格の基準資料

経済産業省資源エネルギー庁が調査しホームページで公表する「統計情報・石油製品価格調査・給油所小売価格調査（週次調査・原則月曜調査水曜公表）」の毎月最終調査日が属する週の配達灯油岡山県価格（ただし、公表日が2日の場合は前週の公表日価格）を1リットルあたりに換算した額（以下「調査価格」という。）を基準とする。なお、調査価格は小数点3位以下切捨てとする。

(2) 契約変更の要件

令和7年10月1日付け当初契約単価（税込）の変更を行うのは、令和7年9月最終週の上記（1）の価格を基準とし、令和7年10月最終週の上記（1）の価格を比較して、1円以上（税込）の変動が生じたとき。

(3) 変更する単価の決定

上記（2）の変動の額により、令和7年10月1日付け契約単価（税込）を加減し、令和7年11月1日より適用する。

(4) 当初契約単価の変更を行った後の取り扱い

単価変更を行った月の前月最終週の調査価格を基準とするほかは、上記と同様とする。

(5) その他

上記の基準による契約額と、実際の市場に著しい乖離があった場合は、別途協議の上、価格変更を行う。